

相模原市監査委員公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、企画財政局税務部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年10月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年10月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、企画財政局税務部において、平成27年度(平成27年8月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 税制課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 債権対策課

ア 市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)の収納に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 納税課

ア 市税の収納に関する事務

イ 市税過誤納還付金の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 市民税課

ア 市民税、事業所税及び軽自動車税の課税に関する事務

イ 証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 資産税課

ア 固定資産税及び都市計画税の課税に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 緑市税事務所

ア 市税の収納に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 南市税事務所

ア 市税の収納に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

市民税課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、平成27年度税証明自動交付機システムパッケージ保守業務委託ほか3件の契約において、契約書約款で定めている業務の実施に先立ち承認が必要な「業務実施計画書」について、受注者から提出されてはいたものの、承認したことが確認できなかった。

また、個人情報の保護にかかる特記事項で規定している受注者から提出された作業責任者等に関する届出書類について、届出に係る決裁処理が確認できなかった。

委託料の契約に関する事務については、平成24年10月に実施した前回の定期監査においても、不適切な事例が見られたことから、契約事務の執行に当たっては、契約の重要性を再認識し適正な事務の執行に努めるよう、口頭により注意を行っている。これに対し、契約の重要性について再度周知を行い、複数の職員で契約事務を執行する旨の報告を得ていた。

さらに、市においては、本年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったため、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

こうしたことは、市民税課において適切に事務を処理するという意識が欠如しており、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 企画財政局税務部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

4 意見

(1) 課税客体、納税義務者の把握について

市税は、市の歳入の根幹をなす、市政運営に必要不可欠な自主財源であり、その確実な収入が求められているところである。

現在、相模原市債権回収対策基本方針等に基づき、市税の収入未済額の削減に向けた取組が進められているが、課税の対象や納税義務者を的確に把握し、賦課徴収事務を適切に執行することは、収入の確保だけでなく、課税の公平性を確保する観点からも大変重要である。

固定資産税の課税においては、現時点で未評価となっている家屋の特定から課税に向けた家屋調査が計画的に進められているところであるが、その他の各税目においても、課税客体や納税義務者の把握が的確になされているのかを常に検証するとともに未申告者への対応など、更なる取組について検討されたい。

(2) 課税誤りの防止について

市は、本年9月にデータの処理ミスによる市民税・県民税の課税誤りがあったことを発表した。こうした課税誤りが生ずると納税者の税制度に対する不信を招きかねず、納税への影響も懸念されるところである。特に、このようなデータ処理に関する誤りは、多大な影響を生じさせることとなる。

今回、抽出により調査した課税に関する書類については課税の誤りは見られなかったが、課税誤りを防止し納税者の信頼を確保するため、日頃から課税事務を点検・検証し、事務処理誤りの防止に取り組まされたい。

(3) 市税の確実な収納について

貴重な財源としての市税は、その確実な収納が求められるところである。債権の把握から回収に至るまで、確実な収納に向けた取組を徹底し、収入未済額を最小限に止めるよう努められたい。また、不納欠損処分を行う場合には、適正に実施するとともにより慎重を期されたい。